

戦略的省エネ促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 戦略的省エネ促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、民間活力の活用や道民の自主的な活動を支援することにより、省エネ促進の加速化を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、道内に主たる事務所又は事業所を有する事業者（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が行うモデル性の高い省エネ技術等の導入可能性に関する調査事業（節電を含む）とする。

(補助対象経費、補助率及び限度額)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を行うために必要な経費であって、別表に定めるものとする。また、補助率及び限度額は、同表のとおりとする。

(事業計画の提案)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が指定する期日までに、事業の内容等を記載した事業計画を提案し、知事の認定を受けるものとする。

2 事業計画の提案は、知事に対して事業計画書（別記第1号様式又は別記第2号様式）を提出することにより行うものとする。

(有識者会議)

第7条 知事は、前条第1項の規定により、事業計画の提案があったときは、有識者会議を開催する。

2 有識者会議においては、前条第1項の規定により提出された事業計画について、次の観点で意見を聴取するものとする。

- (1) 道内事業者による省エネ技術等、効果的・効率的な活用であること
- (2) 省エネ効果の高いものであること
- (3) モデル性が高く、道内への波及効果が高いと見込まれること

（事業計画の認定）

第8条 知事は、有識者会議の意見を踏まえ、事業計画の認定の可否を決定するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、事業計画に修正を加えて認定を行うことができる。

3 知事は事業計画を認定したときは、補助対象者に通知するものとする。

（交付申請）

第9条 事業計画の認定を受けた補助対象者は、知事に対し、別に指定する期日までに補助金の交付申請を行わなければならない。

2 交付の申請に必要な書類は次のとおりとする。

（1）補助金等交付申請書（経済第1号様式（平成25年北海道告示第10329-22号による告示様式。以下「経済第〇号様式」について同じ。））

（2）事業計画書（経済第2号様式）

（3）補助金等交付申請額算出調書（経済第7号様式）

（4）経費の配分調書（経済第10号様式）

（5）事業予算書（経済第11号様式）

（6）資金収支計画書（経済第23号様式）

3 補助事業者等は、補助金の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第10条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該補助金交付申請書等の審査等により、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、前条第1項の規定による申請を行った者に通知するものとする。

（補助事業の中止等）

第11条 前条の規定による通知を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、経済第14号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書により知事の承認を受けなければならない。

（事業遅延等の報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、経済第15号様式の補助事業等執

行遅延（不能）報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助対象事業の経費の配分の変更）

第13条 補助事業者は、補助対象事業の経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、経済第12号様式による補助事業等変更承認申請書により、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助対象経費における20パーセント未満の変更の場合は、この限りでない。

（補助対象事業の内容の変更）

第14条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、経済第12号様式による補助事業等変更承認申請書により、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助対象経費における20パーセント未満の変更の場合は、この限りでない。

（財産の管理及び処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

2 取得財産等のうち、規則第23条第4号及び第5号に規定する知事が定める財産（以下「処分制限財産」という。）は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

3 補助事業者は、前項の処分制限財産について台帳を設け、保管状況を明らかにしなければならない。

4 補助事業者は、第2項の処分制限財産について、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（昭和53年8月5日付け通商産業省告示第360号）で定める耐用年数を経過することとなるまでの期間（以下「処分制限期間」という。）において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

5 知事は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を道に納付させることができるものとする。

（実績報告）

第16条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（第11条の規定による補助事業の中止等の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、経済第19号様式の補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告に当たっては、次の書類を添付するものとする。

（1）事業実績書（経済第2号様式）

- (2) 経費の配分調書（経済第10号様式）
- (3) 補助金等精算書（経済第20号様式）
- (4) 事業精算書（経済第22号様式）
- (5) 第15条第3項に規定する処分制限財産の台帳の写し
- (6) その他知事が別に指示する書類

（消費税等）

第17条 補助事業者は、前条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

2 補助事業者は、前条の実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第3号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

（帳簿及び書類の備付け）

第18条 補助事業者は、当該補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理して、補助対象事業の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、補助対象事業の中に第15条第2項に規定する処分制限財産を有し、同条第4項の規定による処分制限期間を経過しないものがある場合は、当該処分制限期間を経過することになるまでの間、財産管理台帳、その他関係書類を整理、保管しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第19条 知事は、第16条の規定による補助事業等実績報告書を受けたときは、これを審査し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第20条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定したのち、支払うものとする。

（事業の実施状況の報告）

第21条 補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度以降5年間、毎会計年度終了後30日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の事業の実施状況について、別記第4号様式に

より知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、必要に応じて、補助事業者に対して、前項の報告に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。
- 3 補助事業者は第1項の報告に係る証拠書類を、当該報告書の内容に係る会計年度終了後2年間保存しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第22条 知事が補助金の交付の決定をする場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について(昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達)」第1号様式に定める交付の条件のほか、第13条から第15条までの条件を付すものとする。

(成果の発表等)

第23条 知事は、補助対象事業の名称、補助事業者名、所在市町村名、補助金額等を公表するものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、平成24年6月20日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費	補助率	限度額
報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他知事が特に必要と認めた経費	1/2以内	300万円
	ただし、小規模企業は、補助率2/3以内かつ限度額100万円の適用を受けることができる。	

備考 本表中、「小規模企業」とは、常時雇用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者をいう。